

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月30日（平成29年（行個）諮問第169号）

答申日：平成30年6月27日（平成30年度（行個）答申第49号）

事件名：本人が行った行政文書開示請求に対する開示決定通知書等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月2日付け○管発第479号により特定矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分でなしたとおりの開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

開示決定通知書で開示決定をしたものをそのとおり開示していなく不当なので、決定とおりの開示を求める。

（2）意見書（添付資料は省略）

ア 本件開示決定後、特定矯正管区より送付されてきた行政文書は添付のとおりであり、偽造、変造の可能性も含んでいること及び同じ文書が複数枚封入されていることから開示されていないと思料される。
（略）

イ 本件開示請求文書を調査し偽造・変造等が発覚した場合はその処分、原因の特定を求める。

ウ 以上のことから、本件対象保有個人情報が開示されているとは認められず、決定とおりの行政文書の開示がなされていなかったので開示を求めると意見する。

エ 上記イの事実は、平成29年8月4日特定刑事施設特定場所勤務職員より告知を受けたものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が法に基づき保有個人情報の開示を請求したことを受けて、処分庁が、平成29年5月2日付け○管発第479号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（原処分）により、「平成27年度「開示決定等」（受付（特定矯正施設の受付を指す。以下同じ。）第68-1号ないし同第68-12号）（平成28年1月21日から同年5月6日までの部分及び同年6月15日到着の審査請求書）」（特定矯正管区保有）（本件対象保有個人情報）を開示する旨の決定を行ったところ、審査請求人は、原処分において示されたとおりの保有個人情報が開示されておらず、不当である旨主張し、原処分どおり保有個人情報を開示するよう求めているものである。
- 2 審査請求人が何をもって原処分どおりの開示がなされなかったと主張しているかは必ずしも明確でないが、同主張を善解すれば、審査請求人が原処分において示された「平成27年度「開示決定等」（受付第68-1号ないし同第68-12号）（平成28年1月21日から同年5月6日までの部分及び同年6月15日到着の審査請求書）」（特定矯正管区保有）に該当すると考えていた保有個人情報が開示されなかったとの趣旨とも捉えることができるため、以下、本件対象保有個人情報の特定方法の当否について検討する。
- 3 本件対象保有個人情報は、平成29年4月5日付け「保有個人情報開示請求書について（意思確認）」等において整理されているとおり、平成28年1月21日に特定矯正管区において受け付けた開示請求（第68-1号ないし同第68-12号）に関する保有個人情報であって、同年5月6日付け特定番号発第456号「行政文書開示決定通知書」（第68-1号ないし同第68-10号）及び同通知書に付随する「行政文書の開示の実施方法等申出書」までをその範囲とし、これに同年6月15日到着の審査請求書を加えたものと認められる。
- 4 本件対象保有個人情報を具体的に特定するに当たり、処分庁においては、本件対象保有個人情報に係る開示請求等に対応した担当職員をして、事務室等で保存している行政文書及びパソコン上の電子データを精査・確認させ、別紙の4のとおり特定した上で、これらを審査請求人に対して開示したものと認められる。

また、実際に開示文書を審査請求人に郵送した際、いずれかの保有個人情報の封入を疎漏したなどの事情も認められない。
- 5 以上のとおり、処分庁における本件対象保有個人情報特定時の探索方法等に不合理な点は認められず、原処分どおり保有個人情報の開示がなされなかったなどの事実は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審議
- ④ 同月22日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成30年6月4日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部を法14条5号及び7号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書及び意見書において、「上記通知書（原処分に係る通知書を指す。）で開示決定をしたものをそのとおり開示していなく不当なので、決定どおりの開示を求める」、「本件開示請求文書を調査し偽造・変造等が発覚した場合はその処分、原因の特定を求める」などと主張していることから、本件対象保有個人情報が審査請求人の求めていたものと異なることを理由に、その特定について争っていると解する余地があるところ、諮問庁は、この解釈を前提に、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 求補正の経緯等について

諮問書の添付資料によると、求補正の経緯等はおおむね以下のとおりであると認められる。

ア 審査請求人は、平成29年3月16日受付の保有個人情報開示請求書をもって、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示請求を行った。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、平成29年3月21日付け「保有個人情報開示請求書について（意思確認）」（回答期限は同年4月4日）をもって、①別紙の1（1）及び（2）については、法45条の規定により、不開示決定がなされるであろうこと、②別紙の1（3）について、平成28年1月21日受付第68-1号ないし同第68-12号に該当するものとして、別紙の2（1）ないし（4）が該当するところ、審査請求人は多数開示請求を行っており、当該請求に係らない請求にも対象文書が存在する可能性があるため、請求の趣旨に誤りがある場合には、より具体的に請求の趣旨を回答するよう求め、回答期限までに回答がない場合には、当該4文書を請求しているものとし

て処理を進める旨を通知した。

ウ これに対し、審査請求人から送付された平成29年3月31日受付の「回答書」には、③別紙の1(1)及び(2)については開示請求を取り下げること、④上記イの②の特定は間違いではないか確認を求め、⑤審査請求人が請求している文書は、平成28年1月21日受付第68-1号ないし同第68-12号に係る文書で、同第68-1号ないし同第68-10号、○管発第456号平成28年5月6日行政文書開示決定通知書及び行政文書の開示の実施方法等申請書までの請求であるところ、処分庁が作成公印を押印した送付文書で、記載内容に間違いがあり、審査請求人が訂正を申し立てた文書を含むこと、⑥上記イの②の文書が対象文書であれば、開示請求を維持する旨が記載されていた。

エ 処分庁は、審査請求人に対し、平成29年4月5日付け「保有個人情報開示請求書について(意思確認)」(回答期限は同月19日)をもって、上記ウの審査請求人の回答には、「御庁が作成公印を押印した」と記載があることから、行政文書開示決定通知書、行政文書不開示決定通知書及び開示決定等の期限の延長について(通知)に対し、⑦不服申立てを含めずに当該行政文書開示決定通知書等に訂正を求めた文書が請求の趣旨の一部であると思料するが、訂正を申し立てた文書は存在せず、当該行政文書開示決定通知書等に訂正を行った経緯もないこと、よって、⑧「訂正」の趣旨について不服申立てを含むとするならば、「平成28年6月15日到着の審査請求書を含んだ「同年1月21日(御庁)受付第68-1号ないし同第68-12号に係る文書で同第68-1号ないし同第68-10号、○管発第456号同年5月6日行政文書開示決定通知書及び行政文書の開示の実施方法等申請書までの請求です。」」が請求の趣旨であると思料されるため、「平成27年度「開示決定等」(受付第68-1号ないし同第68-12号)(同年1月21日から同年5月6日までの部分及び同年6月15日到着の審査請求書)(特定矯正管区)」が審査請求人の希望する文書であると思料されるという、審査請求人の回答に対する2つの解釈を示し、請求の趣旨に誤りがないか回答するよう求めた。

オ これに対し、審査請求人からの回答がなかったことから、処分庁は、上記エの求補正において審査請求人に示した2つの解釈のうち、含まれる情報の範囲が広い上記エの⑧の解釈に従って、該当する本件対象保有個人情報(それが記録された具体的な文書は別紙の4のとおり。)を特定した上、平成29年5月2日に原処分を行った。

(2) 検討

ア 諮問庁は、本件対象保有個人情報は、平成29年4月5日付け「保

有個人情報開示請求書について（意思確認）」等において整理されているとおり、平成28年1月21日に特定矯正管区において受け付けた開示請求（受付第68-1号ないし同第68-12号）に関する保有個人情報であって、同年5月6日付け○管発第456号「行政文書開示決定通知書」（受付第68-1号ないし同第68-10号）及び同通知書に付随する「行政文書の開示の実施方法等申出書」までをその範囲とし、これに同年6月15日到着の審査請求書を加えたものであると説明する。

イ そこで、当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された具体的な文書は、別紙の4に掲げる文書であって、審査請求人が求補正の過程で回答している「平成28年1月21日受付第68-1号ないし同第68-12号に係る文書で、同第68-10号、○管発第456号 同年5月6日行政文書開示決定通知書及び行政文書の開示の実施方法等申請書までの請求」に該当すると認められる。

ウ そして、処分庁が行った上記（1）の求補正の経緯及び内容並びに上記（1）オのとおり、処分庁が、含まれる情報の範囲が広い解釈に従って本件対象保有個人情報を特定したことは、相当である。

また、諮問庁の説明によれば、処分庁においては、本件対象保有個人情報を具体的に特定するに当たり、上記第3の4のとおりの方書の探索を行ったとのことであるところ、この文書探索の範囲及び方法に特段の問題があるとは認められない。

エ 以上によれば、特定矯正管区において、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、特定矯正管区において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

特定矯正管区が保有する以下の文書に記録された個人情報

- (1) 審査申請（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）157条に基づく審査の申請を指す。以下同じ。）の裁決書（平成24年，25年，26年，27年，28年，29年）

上記(1)の裁決書 事案番号，○管平成26年（審）第45号，171号，237号，269号，286号，○管平成27年（審）第130号，224号，307号，353号，370号，395号，272号，○管平成28年（審）第15号，67号，178号，218号，224号，225号，138号，○管平成29年（審）第21号，22号，23号，24号，25号，26号を除いて全部

- (2) 事実申告書（刑事収容施設法165条に基づく申告を指す。）の通知書（平成25年，26年，27年，28年，29年）

上記(2)の通知書 事案番号○管平成26年（事）第16号，56号，59号，279号，○管平成28年（事）第1号，30号，31号，25号，26号，27号を除いて全部

- (3) 平成28年1月21日受付，行政文書開示決定通知が行われるまでの間で，特定矯正管区からの通知に間違いがあり，それを申立てした文書1通

2 求補正（上記第5の2（1）イ）の過程で処分庁が提示した文書

- (1) 平成28年1月21日到着「開示請求書」
(2) 平成28年2月18日到着「補正書」
(3) 平成28年6月8日到着「行政文書の開示の実施方法等申出書」
(4) 平成28年6月15日到着「審査申請書（副本）」

3 本件対象保有個人情報が記録された文書

平成27年度「開示決定等」（受付第68-1号ないし同第68-12号）（平成28年1月21日から同年5月6日までの部分及び同年6月15日到着の審査請求書）（特定矯正管区）

4 上記3の具体的な文書

- (1) 平成28年1月21日付け「求補正書の送付について（伺い）」
(2) 平成28年2月9日付け「求補正書の送付について（伺い）」
(3) 平成28年2月18日受付「補正書」
(4) 平成28年2月18日付け「行政文書開示請求に係る文書の特定依頼

- について（伺い）」
- (5) 平成28年2月22日付け「行政文書開示請求書について（意思確認）」の送付について（伺い）」
 - (6) 平成28年3月2日付け「行政文書の開示・不開示等に関する意見書」
 - (7) 平成28年3月7日付け「求補正書の送付について（伺い）」
 - (8) 平成28年3月22日付け「求補正書の送付について（伺い）」
 - (9) 平成28年4月1日受付「求補正書」（回答なく返送されてきたもの）
 - (10) 平成28年4月1日付け「求補正書の送付について（伺い）」
 - (11) 平成28年4月11日受付「求補正書」（回答なく返送されてきたもの）
 - (12) 平成28年4月14日付け「行政文書開示請求書を受理したことについて（伺い）」
 - (13) 平成28年4月15日付け「開示決定等の期限の延長について（伺い）」
 - (14) 平成28年5月6日付け「行政文書開示決定通知書」の送付について（伺い）」
 - (15) 平成28年5月6日付け「行政文書不開示決定通知書」等の送付について（伺い）」（ただし、平成28年1月21日受付第68-11の関係）
 - (16) 平成28年5月6日付け「行政文書不開示決定通知書」等の送付について（伺い）」（ただし、平成28年1月21日受付第68-12の関係）
 - (17) 平成28年6月13日付け（当方（諮問庁を指す。）受領同月15日）「審査請求書」